

令和5年度 地域密着型介護老人福祉施設檜山荘 事業計画

(基本方針)

地域密着型介護老人福祉施設檜山荘は、その特徴を活かし、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の支援することで利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指し、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って地域密着型介護福祉施設サービスの提供に努めます。

施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、職員が一丸となって日々研鑽してより専門的な介護サービスの提供に努め、危機管理意識を高め、リスクマネジメント機能の徹底を図り、安心、安全な日常生活の支援を行います。

(介護サービス)

利用者の自立(自律)の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な知識、技術をもってサービスを行います。

ユニットケアを実践し利用者一人ひとりの個性や生活リズムに寄り添い、今までの暮らしが継続できるようサポートするとともに日常生活の充実に向けて他者との人間関係を築きながら、日常生活を営むように介護を行います。

食 事： 個々の身体状況、嗜好に配慮した食事を提供します。

個人の生活習慣に基づき可能な限り、意向や希望に即した食事を提供します。

排 泄： 利用者のプライバシー、羞恥心に十分配慮し、利用者個々の潜在能力の把握に努め、身体機能を十分理解したうえで適切な排泄介助を行います。

入浴・整容： 週2回の入浴を行います。体調に応じて入浴が困難な場合は適宜清拭を行います。

希望欲を実施し、希望に応じて週3回入浴できるよう調整します。

利用者個々の潜在能力の把握に努め、身体機能を十分理解したうえで適切な機械を用いて入浴します。

個人の生活習慣や意向に配慮したうえで、生活リズムを整えるためにも毎朝夕の更衣をします。

シーツ交換は週1回実施します。

機能訓練： 利用者個々の身体機能・意向に応じ、個別訓練計画書を作成し実施することで筋力低下予防、拘縮悪化予防等の身体機能低下予防に努めます。

日々の生活の中で個人の持っている力(潜在能力)を最大限に引き出せるような関わり、ケアに努め、個人の出来ることを大切に、活用すること(生活リハビリ)で身体機能の維持、低下予防に努めます。

(認知症利用者の対応)

認知症を有する利用者は、不安から様々な行動が現れることを念頭に置き、ユニット全体を家庭的な雰囲気にすることで暮らしの継続がなされ、落ち着いた心身状態をつくる様に働きかけます。利用者の認知症状の正確な把握に努め、利用者の症状に合わせた介護、利用者の有する機能(潜在能力)を十分に活用しADLの維持に努めます。ADLの機能低下については様々な障害(脳の器質的障害により知的・認知・運動機能の低下、注意集中の困難や意欲の低下等)

が考えられ、これらの障害に対して十分な理解と情報の共有を図ることにより介護の統一をはかり、利用者の精神的な不安を取り除くことで安定を図ります。

具体的な取り組み：アセスメントから評価・記録等の流れを理解し徹底する。

アセスメント⇒ 計画⇒ モニタリング（観察・評価）⇒ 再アセスメント…

職場研修：認知症実践者研修・認知症リーダー研修・各種認知症研修・セミナー等。

（看取り介護）

利用者が疾病或いは障害等により意思の疎通が困難になり回復不能な状態に陥った時に、看取りを行う場所及び治療等について本人の意思を最大限に尊重すると共に、家族の意向を尊重して行います。医師及び医療機関との連携を図り、多職種協働体制のもとで利用者及び家族の尊厳を支えるよう努め、可能な限り尊厳と安楽を保ち安らかな最期を迎えられるよう全人的ケアを提供するための人員と設備の体制を整え支援します。

（運営推進会議）

市の職員・地域住民の代表・家族会等により構成され、おおむね2カ月に1回以上開催いたします。活動状況を報告し、評価を受け、必要な要望、助言等を取り入れます。

コロナ禍の為、状況によって会議開催をその都度検討しています。

（アクティビティ）

その時々喜びを大切に、個人の意向に添った趣味活動（習字、絵、生花、カラオケ、散歩おやつ作り等）を行ったり、季節感を感じて頂けるよう四季折々の行事（花見、お祭り、クリスマス、とんど等）様々なメニューを用意し、利用者の喜びや希望に添えるように計画し実施します。また、外出支援（花見、買い物、外食、一時帰宅）等、地域と関われる機会を提供することで利用者に良い刺激となり、生活の活性化に繋がる事を目的としています。

コロナ禍の為、その都度検討していきます。

（家族会）

家族との連絡連携、協力を得ながら家族会活動を計画し、年2回実施します。

その他、制度改正等報告義務が発生した時はその都度、家族会を開催します。

※家族と相談し、了承を得ながら私物管理を行います。

（地域交流）

ボランティアの受け入れ、民生委員、地域住民との交流を図り、地域に開かれた施設を目指します。

（健康管理）

施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。

（防災管理）

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連携を密にし、とるべき措置についてはあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき年2回以上利用者及び従事者等の訓練を行います。

(苦情処理)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(安全管理)

安全・安心を基本に生活を見直し、衣食住すべての角度から点検しリスクを取り除くことを目指します。

(組織管理)

利用者や家族、その他関係者に対して、誠意を持って接します。

* 個人情報保護

個人情報保護に関する法令、その他の規範を遵守し、個人情報の保護に努めます。

* 虐待防止

介護施設の職員としての意識を高め、質の高い介護・看護サービスの提供が行えるように職員研修を実施します。

※ 事故防止研修(2回/年)、感染症予防研修(2回/年)、人権擁護研修(2回/年)、身体拘束・虐待防止等研修(2回/年)、褥瘡研修・認知症ケア研修・看取りケア研修を計画的に実施、その他施設内外での研修や視察研修などの機会や体制を確立します。

※ 緊急時には、施設長が状況に応じた対策委員会を招集します。

※ 5月1日を創立記念日とします。